

発議第5号

新・道の駅整備に係る調査特別委員会の設置について

地方自治法第109条及び遊佐町議会委員会条例第5条第1項の規定により、別紙のとおり特別委員会の設置を決議されるよう、遊佐町議会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年9月5日 提出

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

提出者 遊佐町議會議員

那須正幸

賛成者 遊佐町議會議員

今野博義

同 萩原和幸

同 松永裕美

同 佐藤俊太郎

(別 紙)

新・道の駅整備に係る調査特別委員会設置に関する決議

下記要綱のとおり、新・道の駅整備に係る調査特別委員会を設置するものとする。

記

新・道の駅整備に係る調査特別委員会設置要綱

(設 置)

第1条 遊佐町議会に、新・道の駅整備に係る調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、次の事項について必要な調査・研究を行うことを目的とする。

- (1) 観光、産業等の持続的な活性化が図られ、新たなまちづくりに寄与するよう、新・道の駅の機能や経営方法等
- (2) 新・道の駅の整備により過大な町民負担が生じないよう、費用に関する事項
- (3) これまで道の駅「鳥海ふらっと」が果たしてきた役割と課題をふまえ、機能移転後の整備のあり方

(責 務)

第3条 委員会は町に対し、新・道の駅の整備事業に関し、町民に十分な情報提供を行うよう求めるものとする。また、町民の新・道の駅への要望を調査結果等に最大限反映させるよう努めるものとする。

(組 織)

第4条 委員会は、議長を除く11名で組織し、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、令和9年6月30日までとする。

(役 員)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

(招 集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月5日から施行する。

令和5年9月5日

遊 佐 町 議 会